

## 佐久穂町ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）返礼品等協力事業者募集要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、佐久穂町ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）返礼品等協力事業者を募集することに関して必要な事項を定めるものとする。

(募集の目的)

**第2条** 佐久穂町が実施しているふるさと納税（寄附金）制度による「佐久穂町ふるさと応援寄附金事業」において、寄附促進、地元特産品等のPR、販路拡大に伴う地元経済の活性化を図るため、寄附者へ返礼品として商品やサービスを提供することについて、協力ができる法人、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」という。）を募集するものとする。

(対象となる事業者)

**第3条** 協力事業者は次の条件を全て満たしている必要があるものとする。

- (1) 各種法令、条例に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 原則、本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が町内にある企業・団体又は個人事業者であること。ただし、町長が特に認めた場合を除く。
- (3) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないものとする。
- (4) 町税の滞納がないこと。
- (5) 第1号から第4号までの要件に適合しても、町が事業者として適当でないと認めた場合は、参加できない場合がある。

(対象となる返礼品)

**第4条** 町は、次の条件を全て満たしている商品等を返礼品として募集するものとする。

- (1) 佐久穂町の魅力を伝えることができるものであり、佐久穂町のPRにつながる要素をもつ商品等であること。
- (2) 町内で生産、製造、加工又はサービスの提供がされているもの、町内で栽培又は採取された原材料を使用しているもの、又は、佐久穂町に特に縁のあるものであること。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定や数量限定、年に複数回発送などで供給可能なものは取扱うこととする。
- (4) 飲食物の場合は、その食品分野に見合う賞味期限が寄附者に保障されていること。
- (5) 宿泊券、食事券及び観光・レジャー施設の利用券等サービスの場合は、寄附者を記名したうえで、原則有効期限が発行日から1年間以上あること。
- (6) 宅配や郵便等で配送が可能な商品等であること。
- (7) パッケージや梱包は、返礼品にふさわしい外観をもつこと。

(返礼品の金額区分)

**第5条** 町は、寄附金額に応じた区分により商品等を募集するものとする。寄附金額区分は別表のとおりとして、各区分における提供商品価格（税込み。）は、寄附金額の3割以内とし、返礼品の価格には消費税と梱包代を含むものとする。また、町は、返礼品の金額に加え、送料の実費を負担することとする。ただし、カタログギフトはこの限りではない。

(協力事業者の特典等)

**第6条** 町は、協力事業者の特典等を設けることができるものとする。

- (1) 町は、ふるさと納税の専門インターネットサイト「ふるさとチョイス」（増設予定）に返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載することができるものとする。

(2) 町は、前号の掲載にあたり、希望する事業者に対しては、事業所等を訪問のうえ、インタビュー及び写真撮影により記事を構成し、ストーリー性がある発信が行えるようにして商品や生産者に関する情報の提供を依頼することができるものとする。

(3) 協力事業者は、商品の発送に当たって、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができるものとする。

(協力事業者の登録申込み)

**第7条** 協力事業者として登録を希望する者は、佐久穂町ふるさと応援寄附金返礼品等協力事業者登録申込書（様式第1号）に、必要事項を記入して添付書類とともに町へ提出するものとする。

(返礼品等の追加・変更申請)

**第8条** 協力事業者が、返礼品等の内容を追加・変更する場合は、佐久穂町ふるさと応援寄附金返礼品等追加・変更申請書（様式第2号）を提出するものとする。

(協力事業者の取りやめ等)

**第9条** 協力事業者が、協力事業者のとりやめ又は返礼品等の提供の取りやめをする場合は、佐久穂町ふるさと応援寄附金返礼品等（協力事業者登録・提供）取りやめ報告書（様式第3号）の提出をするものとする。

(協力事業者・返礼品等の決定)

**第10条** 町は、協力事業者からの申請により、内容等を総合的に判断して、協力事業者・返礼品等を決定し、その結果を申込者へ通知するものとする。

(その他留意事項)

**第11条** その他留意すべき事項を次に定める。

(1) 協力事業者は、町から提供された寄附者の個人情報保護を佐久穂町個人情報保護条例（平成17年3月20日条例第13号）及び関係法令を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(2) 返礼品は、寄附者より申込時に選択された場合に提供を依頼するもので、選択されない場合もある。

(3) 外部広報に当たっては、町が寄附者からの受注状況や広報元の依頼に基づいて適宜協力返礼品を決定するものとする。

(4) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について町へ必ず報告すること。なお、品質等による保証や、クレーム対応については、町は一切の責任を負わないものとする。

(5) 町は、協力事業者及び返礼品が本要綱第3条及び第4条に定める条件に適合しなくなったと認める場合、返礼品調達を中止することができる。

(6) その他、必要な事項については協議の上定めるものとする。

(補則)

**第12条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

### 別表（第5条関係）

寄付金区分	返礼品の金額	町の返礼品負担額の目安
-------	--------	-------------

10,000円以上	3,000円相当	3,000円+実費送料
15,000円以上	4,500円相当	4,500円+実費送料
20,000円以上	6,000円相当	6,000円+実費送料
25,000円以上	7,500円相当	7,500円+実費送料
30,000円以上	9,000円相当	9,000円+実費送料
40,000円以上	12,000円相当	12,000円+実費送料
50,000円以上	15,000円相当	15,000円+実費送料
70,000円以上	21,000円相当	21,000円+実費送料
100,000円以上	30,000円相当	30,000円+実費送料
150,000円以上	45,000円相当	45,000円+実費送料
200,000円以上	60,000円相当	60,000円+実費送料
250,000円以上	75,000円相当	75,000円+実費送料
300,000円以上	90,000円相当	90,000円+実費送料

様式第1号 (第7条関係)

スマホで入力する場合は  
こちらのQRコードから→



(様式第1号) (第7条関係)

佐久穂町ふるさと応援寄附金 (ふるさと納税) 返礼品協力事業者登録申込書

年 月 日

あて先) 佐久穂町長

(申請者)

事業所名称: \_\_\_\_\_

代表者名: \_\_\_\_\_ ②

所在地: \_\_\_\_\_

「佐久穂町ふるさと応援寄附金 (ふるさと納税) に伴う返礼品協力事業者募集要項」第3条5項に基づき、下記の通り協力事業者として登録申込みすると共に、返礼品を提案します。また、申込みに当たっては、裏面の確認事項への承諾、及び佐久穂町が必要と認めたすべての税目の納付状況の調査への同意をします。

記

(事業者)

代表者名	担当者名:
電話:	FAX:
E-mail:	
ホームページ: 有 ・ 無	

(返礼品)

※価格欄には、消費税と梱包費を含む金額をご記入ください。(送料は含まない)

1	価額 ( 円) 返礼品等 (セット) の名称 ( )
2	価額 ( 円) 返礼品等 (セット) の名称 ( )
3	価額 ( 円) 返礼品等 (セット) の名称 ( )
4	価額 ( 円) 返礼品等 (セット) の名称 ( )

【添付書類】 「別紙1」又は「別紙1と同内容の書類」

※ 添付書類は返礼品等の品ごとに作成してください。

裏面有

ふるさと応援寄付金（ふるさと納税）返礼品  
取扱いに係る確認事項

- (1) 協力事業者は、返礼品等の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情等内容については町及び委託事業者へ報告すること。
- (2) 協力事業者は、町のPRに積極的に努めること。
- (3) 協力事業者は、当該業務で知り得た情報等については、秘密を保持するものとし、他の目的に使用できないこと。
- (4) 町は、品質等に関する保証やクレーム対応などについては、一切の責任を負わないこと。
- (5) 町は、やむを得ない事情により、返礼品等の取り扱いについて、予告なく取り扱いを停止することがあること。
- (6) 返礼品等の取り扱い開始時期については、返礼品等の採用が決定した後に、協力事業者、町及び委託事業者で調整を行うこと。

上記の取り扱い事項について確認しました。

署名 \_\_\_\_\_

別紙1 スマホで入力する場合はこちらのQRコードから →

※googleアカウントがない場合はアカウントを作成する必要があります。



事業者名	
返礼品（セット）名称	
返礼品等の内容（内訳）  記入例： （単品の場合） ・りんごジュース、1ℓ、1本 （セットの場合） ・紅玉りんごジュース、1ℓ、1本 ・ドライブルーン、100g、1個	
賞味期限や取扱い注意事項	
返礼品の価額 ※梱包費・消費税を含む	_____ 円
発送可能時期 ※該当するものに○印 例：7～8月限定、30箱	・通年 ・期間限定（      月～      月限定） ・個数限定（      個限定）
宅配便区分	・常温      ・冷蔵      ・冷凍
アレルギー品目	・なし      ・あり（      ）
返礼品（セット）の説明 ※アピールポイント等について記入してください。	
その他	

※提案される返礼品等の画像やパンフレット等の資料を添付してください。

メールで送る場合：メールアドレス furusato-tax@town.sakuho.nagano.jp

様式第2号（第8条関係）

（様式第2号）（第8条関係）

佐久穂町ふるさと応援寄附金返礼品（追加・変更）登録申請書

年 月 日

（あて先）佐久穂町長

（事業者名）

（担当者： 印）

返礼品の（追加・変更）をしたいため、下記のとおり申請します。

記

- 1 追加する返礼品
- 2 変更する返礼品
- 3 追加・変更する返礼品の詳細  
別紙のとおり

※ 別紙は、「登録申込書（様式第1号）の別紙1または別紙1と同内容の書類」を提出すること。

様式第3号（第9条関係）  
（様式第3号）（第9条関係）

佐久穂町ふるさと応援寄附金返礼品等（協力事業者登録・提供）取消届出書

年 月 日

（あて先）佐久穂町長

（事業者名）

（担当者： 印）

返礼品協力事業者・返礼品の登録を取り消したいため、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録を取り消すもの

返礼品協力事業者 ・ 返礼品 （いずれかに○）

2 登録を取り消す返礼品（返礼品の取消時のみ）

※ 登録取消までに申込みのあった返礼品については、確実に発送すること。

なお、何らかの理由により当該返礼品発送が困難な場合は速やかに町へ連絡すること。